

# 小諸市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画概要版 (令和3年度～令和5年度)

小諸市では、団塊世代全てが75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、介護保険制度を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を柱に様々な事業を推進してきました。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢化がピークを迎え、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代(担い手)の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、本計画では、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、介護保険制度を持続しながら、地域住民や地域の多様な主体が支え手・受け手という関係を越え、我が事として参画することができる地域共生社会の実現を目指します。

## 基本理念

私たちがわたくしらしく豊かに安心して暮らせる地域をめざして

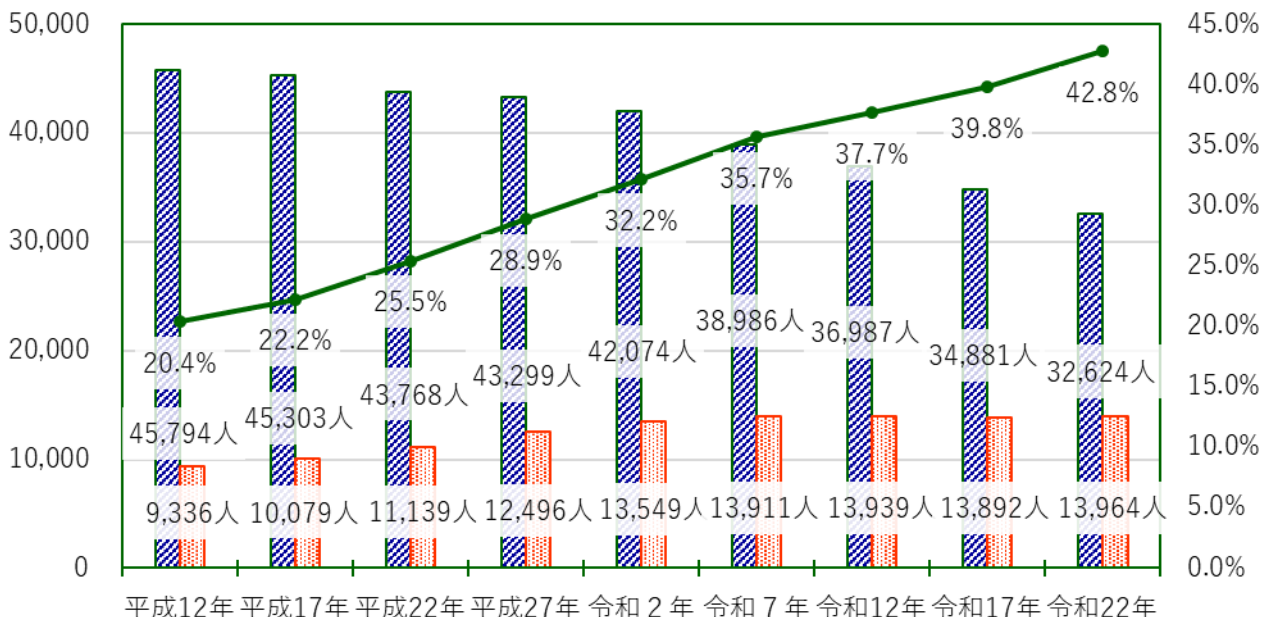
## 基本目標

- 1 高齢者の健康づくり・介護予防の推進
- 2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進
- 3 持続可能な介護保険制度の構築

## 施策

- 1-1 介護予防事業の推進
- 1-2 認知症施策の推進
- 2-1 自立した在宅生活への支援
- 2-2 社会参加・地域づくりの担い手確保の推進
- 2-3 在宅医療・介護連携の推進
- 2-4 権利擁護の取り組みの強化
- 2-5 地域で支え合う災害対策
- 3-1 介護人材の確保及び業務効率化の推進
- 3-2 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の推進
- 3-3 総合事業・多様なサービスの推進

人口と高齢化率の推移



※令和2年までは小諸市の人口統計数値(年度当初)、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計

■ 総人口 ■ 65歳以上人口 ● 高齢化率

# 主な計画の内容

## 1 - 1 介護予防事業の推進

- 健康寿命の延伸を図るため、高齢者の心身の課題に応じたきめ細かな支援を行います。
- 高齢者が社会参加できるような環境面（地域づくり、役割の創出）にアプローチします。
- 地域の通いの場へ専門職が出向き、健康づくりやフレイル予防に関する健康教育を実施します。
- フレイル状態にある方に保健指導を行い状態に応じ介護予防サービスへつなげます。

## 1 - 2 認知症施策の推進

- 相談先の周知と併せ、相談機関につながる事が望ましい場合や状況を具体的に伝えます。
- 研修会等を通じて支援者の対応力向上を図り、認知症の方の視点を重視するという基本的考え方を踏まえ、認知症の方や家族の思いや考えに寄り添った支援を行います。
- 認知症になっても、引き続き社会参加できる環境づくりを支援します。

## 2 - 1 自立した在宅生活への支援

- 地域共生社会の実現の視点を取り入れ、地域包括ケアシステムの構築を更に推進するために、地域ケア会議、在宅サービス調整会議等の取り組みの充実を図ります。
- 生活支援コーディネーター及び協議体を中心に、様々な人・団体・地域支援を巻き込み、生活支援体制整備を進めます。
- 在宅生活を送る高齢者に対し、多様なサービスを組み合わせて支援を行います。

## 2 - 2 社会参加・地域づくりの担い手確保の推進

- 社会参加や地域づくりについて市民の皆さんと一緒に考える機会を設けます。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源とニーズを把握し、高齢者の活躍の場や機会を増やします。
- ボランティアポイント制度や有償ボランティアなど、社会参加・地域づくりへの参画を促進する仕組みづくりを進めます。

## 2 - 3 在宅医療・介護連携の推進

- 小諸北佐久医療・介護連携推進協議会の2040年の目指す姿「小諸北佐久の医療・介護の切れ目ない連携により、自分が望む場所で自分らしく最後まで暮らすことができる」の実現に向けて、多職種連携研修会による支援者の質の向上、情報共有システムの活用促進、住民向け講演会の開催等に取り組みます。

## 2 - 4 権利擁護の取り組みの強化

- 支援が必要な市民を権利擁護支援につなげることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 高齢者虐待の相談・通報を受けた際は、法的責任に基づき市と地域包括支援センターが組織的に協議・対応します。
- 本人、地域、支援者の権利擁護の意識向上、虐待の正しい理解、対応方法の獲得ができるよう支援します。

## 2 - 5 地域で支え合う災害対策

- コロナ禍における新しい生活様式の下、災害時要援護者支援制度の取り組みを通じて「安心して暮らすことができる地域づくり」「地域での支え合いの仕組みづくり」を推進します。
- 災害・感染症対策に係る体制整備として、①防災や感染症対策に関する周知・啓発②防災訓練の実施③行政・関係団体が連携した支援・応援体制の整備等に取り組みます。

## 3 - 1 介護人材の確保及び業務効率化の推進

- 介護保険事業所を対象とし、元気高齢者の人材育成事業、多様な人材（元気高齢者、外国人労働者、潜在介護福祉士など）の受け入れ支援等の検討のための実態調査を行います。
- 業務効率化や人材の活用に関する情報提供（人材活用方法、介護ロボットやセンサー、ICTの活用等）や介護・福祉関係者のほか地域の多様な関係者と連携し取り組みを進めます。

## 3 - 2 介護保険サービスの質向上及び適正利用の推進

- 質の高い介護保険サービスが、自立支援と重度化防止の視点と給付適正化の根拠に基づき過不足なく提供されるよう、市民及び介護サービス提供事業者に対し、引き続き制度の周知や情報提供を行います。
- 介護事業所に対する個別点検・指導等を通し、個々の課題に対する改善策の提案を引き続き行います。

## 3 - 3 総合事業・多様なサービスの推進

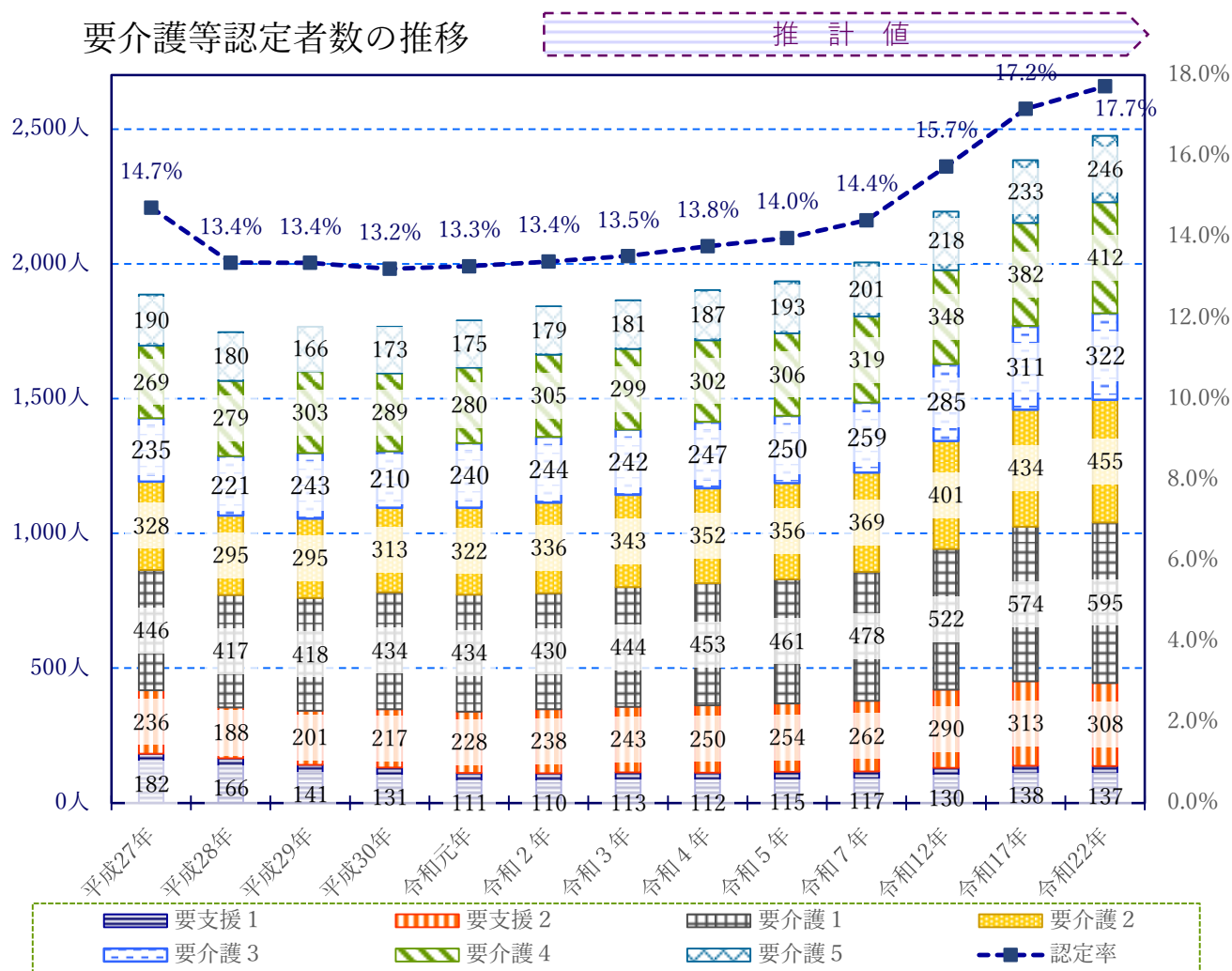
- 各種サービスの適正な運営のために、ケアプラン等について地域包括支援センターやサービス提供事業者と協議・情報交換を行います。
- 事業の担い手となる市民等と協働し、通所型サービスBの実施体制を整備します。
- 生活支援コーディネーター等との意見交換を通し、多様なサービスの促進に向けた実態把握と共に、その他の介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関し継続的な検討を行います。

# 要介護等認定者と介護保険事業費の推計について

## 要介護認定者について

支援や介護を必要とする要支援・要介護認定者数は、令和元年度末には 1,790 人でしたが、令和2年度以降は後期高齢者数の増加傾向なども連動して、徐々に増加すると推計されます。

介護保険認定率は、令和元年度末には、13.3%と国、県と比較して低く抑えられており、介護予防事業の一定の成果と考えられます。今後も認定率の上昇をできるだけ抑えるために、引き続き介護予防と重度化防止の取り組みが大切です。



※平成27年から令和元年までは各年度末時点の月報による（第1号保険者のみ集計）。令和2年度以降は厚生労働省「見える化システム」による推計

## 介護保険事業費について

介護保険の給付費は年々増加すると考えられ、計画期間の3年間の合計では、約123億3千万円が必要と推計されます。

### ●介護保険事業費の推計

(単位：千円)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,107,941	4,108,740	4,110,977

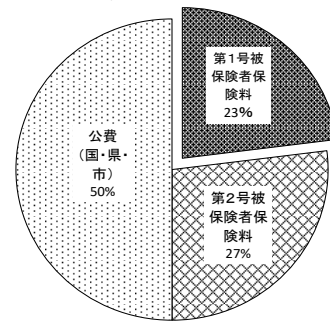
## 介護保険料について

介護保険の財源内訳

### 介護保険料の算出方法

計画期間中に必要な介護給付費の1/2を被保険者（40歳以上）の皆さんに負担していただくものです。

40歳から64歳の皆さん（第2号被保険者）の介護保険料（給付費の27%）は健康保険と一緒に納めていただきますが、65歳以上の皆さん（第1号被保険者）の保険料（給付費の23%）は直接小諸市に介護保険料として納めていただきます。



### 令和3年度から令和5年度の介護保険料

65歳以上の皆さん（第1号被保険者）の介護保険料は第7期の保険料と同額となります。（据え置き）

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料（円）
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.3	19,100
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.5	31,900
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.7	44,600
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 （世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額 ×0.9	57,400
第5段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人 （世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額	63,800
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.2	76,500
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上で200万円未満の人	基準額 ×1.3	82,900
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上で290万円未満の人	基準額 ×1.5	95,700
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が290万円以上で400万円未満の人	基準額 ×1.6	102,000
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上で600万円未満の人	基準額 ×1.8	114,800
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 ×2.0	127,600

※第1段階から第3段階までの保険料は、公費による低所得者の保険料軽減措置後の金額です。

### 高齢者に関する相談窓口

●小諸市地域包括支援センター  
〒384-0006  
小諸市与良町六丁目5番1号  
小諸市野岸の丘総合福祉センター内  
電話 26-2250

●小諸市役所 高齢福祉課  
〒384-8501  
小諸市相生町三丁目3番3号  
電話 22-1700 内線 2131~2136